

三木町教育委員会告示第28号

三木町社会教育関係団体の登録に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 18 日

三木町教育長 間嶋 浩

三木町教育委員会要綱第 5 号

三木町社会教育関係団体の登録に関する要綱を廃止する要綱

三木町社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成23年三木町教育委員会要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。